

## 競争入札参加資格認定者の入札参加停止措置

静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項の規定に基づき、令和5年1月17日付けで、下記業者に対し入札参加停止を行った。

### 記

#### 1 入札参加停止

##### (1) 業者名等

No	商号又は名称	代表者氏名	所在地
1	古林工業株式会社	代表取締役 古林 達也	大阪府大阪市西成区津守三丁目3番17号

##### (2) 入札参加停止の理由

古林工業株式会社は、平成28年11月18日の会合において、他社と共同して特定炭素鋼製管継手の販売価格の引き上げを行っていく旨を合意することで、競争を実質的に制限していた。

令和4年12月15日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定違反があったとして、違反の事実を公表し、古林工業株式会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第2第3項（独占禁止法違反行為）に該当し、入札参加停止期間は6月以上24月以内である。

独占禁止法違反行為における過去の措置事例（令和元年度以降9事例）を踏まえ、6箇月の入札参加停止とするが、課徴金減免制度が適用された場合、同要綱運用基準第19項(3)の規定を適用し、6箇月の2分の1の期間となる3箇月の入札参加停止とする。

##### (3) 入札参加停止の期間

令和5年1月17日（火）から令和5年4月16日（日）まで3箇月